

日本銀行における職員の給与等の支給の基準

日本銀行は、日本銀行法（平成９年法律第８９号。以下「法」という。）第３１条の規定に基づき、日本銀行の職員の報酬、給与及び退職手当（以下「給与等」という。）の支給の基準を、次のとおり定める。

１．基本的な考え方

法第３１条第１項では、職員の給与等の支給の基準について、社会一般の情勢に適合したものとすることが求められている。支給の基準を定めるに当たっては、こうした法の趣旨を踏まえ、以下の点をその基本的な考え方とする。

- （１）職員の給与等は、各資格に必要とされる能力、職責及び勤務成績等に応じたものであること。また、勤務条件及び生計費等も考慮すること。
- （２）職員の給与等は、日本銀行の適切な政策運営及び業務サービスの維持・向上を図るために必要な人材を確保する上で十分競争力のあるものとし、そうした人材の、主要民間金融機関のほか主要民間企業等における処遇の実情をも勘案すること。また、職員の給与については、役員の給与との均衡を考慮すること。
- （３）職員の給与等は、日本銀行の業務及び財産の公共性にかんがみ、その総額を含めて適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

２．事務職員、技術職員及び庶務職員の給与等

（１）給与等の区分

事務職員、技術職員及び庶務職員（以下「事務職員等」という。）の給与等の区分は次のとおりとする。

- イ、給与……定例給与、諸手当、賞与
- ロ、退職手当

（２）定例給与

イ、定例給与は、俸給、資格給及び扶養手当からなるものとする。

（イ）俸給は、職種等の区分に応じて支給する。ただし、総合１級については、業績に顕われた能力に応じて支給する。

（ロ）資格給は、資格等に応じて支給する。ただし、総合１級には支給しない。また、資格給は、能力、機能度により加給または減給することがあるほか、

担っている役割に応じて加給することがある。

(ハ) 扶養手当は、扶養親族を有する者に支給する。ただし、企画役級以上またはこれに相当する者には支給しない。

ロ、満年齢55歳以上の者の俸給および資格給については、4.(1)で政策委員会が定めた金額に一定の率を乗じて減額する。

ハ、海外駐在員事務所に勤務する者の定例給与については、4.(1)で政策委員会が定めた金額を基に本邦と勤務地の物価格差等を調整して支給する。

(3) 諸手当

諸手当は、職務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、海外勤務手当、宿直手当、住居手当、単身赴任手当、昼食及び通勤手当からなるものとする。

イ、職務手当は、職位にある者及びこれに準ずる者に、その職責、職務負担等に応じて支給する。

ロ、時間外勤務手当は、所定勤務時間（フレックスタイム制の適用対象者については、清算期間において勤務すべき時間）を超えて勤務した者及び休日に勤務した者に、夜間勤務手当は、所定勤務時間が予め定められた夜間時間帯にかかる勤務を行った者に、それぞれ支給する。

ハ、海外勤務手当は海外駐在員事務所に勤務する者のうち一定の条件を満たす者に支給する。

ニ、宿直手当は、宿直及び日直を行った者に支給する。

ホ、住居手当は、世帯主及びこれに準ずる者のうち、自家に居住する者または行舎以外の借家・借間に居住し一定額以上の家賃を支払っている者に支給する。

ヘ、単身赴任手当は、転勤に伴って、やむを得ない事情により生活の本拠地を離れて単身赴任する者に支給する。

ト、昼食は、原則として現物をもって支給する。この場合、職員から昼食拠出金を徴収する。

チ、通勤手当は、公共交通機関を利用して通勤する者及びこれに準ずる者に対し、運賃相当額を支給する。

(4) 賞与

イ、賞与は、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの各期における勤務成

績に応じて、それぞれ１１月及び翌年５月に支給する。ただし、総合１級は、４月から翌年３月までの勤務成績に応じて、１１月及び翌年５月に支給する。

ロ、賞与は、最低支給部分及び査定支給部分からなるものとする。賞与の支給条件はその都度定める。

ハ、就業規則に定める懲戒事由に該当する行為があり、そのために解雇されまたは退職した者に対しては、賞与を支給しない。

（５）退職手当

退職手当は、退職一時金及び年金からなるものとする。

イ、支給の条件等

事務職員等が一定期間以上勤務した後、退職または在職中死亡したときは、退職手当を支給する。ただし、就業規則に定める懲戒事由に該当する行為があり、そのために解雇されまたは退職した者に対しては全部または一部を支給しないことがある。また、年金受給資格を有する者で、日本銀行の信用、名誉を毀損する等不都合な行為があったときは、年金の支給を停止し、または廃止することができる。

ロ、退職一時金

退職一時金は、退職または在職中死亡のときの退職手当計算の基準となる俸給（以下「退職手当計算基準俸給」という。）に、標準年齢（注）等に応じた支給割合を乗じた金額を、退職または在職中死亡の際、一時に支給する。その際、功労に応じ、退職手当計算基準俸給に一定の支給割合を乗じた金額を、功労金として加給することができる。

（注）予め定めた入行時の基準年齢をもとに、毎年度１歳ずつ加算した年齢区分。

ハ、年金

（イ）年金の計算および支給方法

年金は、退職手当計算基準俸給に、標準年齢および資格等に応じた支給割合を乗じた金額を年額とし、退職の翌月から終身支給する。ただし、満年齢６０歳に達する月まで年金の支給を停止することができる。

（ロ）遺族年金

ａ．在職中または上記（イ）に定める支給停止期間中に死亡した事務職員等の

遺族に対しては、本人の死亡の翌月から１０年間遺族年金を支給する。

- b. 年金を受けている退職者が年金支給開始の月から１０か年未満の期間内に死亡したときは、引続きその遺族に対し、本人に年金の支給を開始したときから１０か年に満つる月まで年金を支給する。
- c. 上記 a. または b. に該当する場合において、一時金として支給することを適当と認めるときは、年金に替え一時金を支給する。
- d. 配偶者（本人の退職時または在職中死亡時に、主としてその収入によって生計を維持していた配偶者に限る。）に対する遺族年金は、（イ）に定める本人に対する年金の支給が終了した後において、（イ）で計算した金額の１／２を終身支給する。ただし、a. もしくは b. に定める年金の支給を受けるときは、当該年金の支給が終了した後には支給する。

３．特別嘱託およびシニアスタッフの給与

（１）特別嘱託

特別嘱託の給与は月俸、諸手当及び賞与からなるものとする。

イ、月俸は、職務及び機能度等に応じて支給する。

ロ、諸手当は、事務職員等に準じて支給する。ただし、住居手当は支給しない。

ハ、賞与は、事務職員等に準じて支給する。

（２）シニアスタッフ

シニアスタッフ（注）の給与は月手当及び諸手当からなるものとする。

（注）シニアスタッフとは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（昭和 46 年法律第 68 号）における「継続雇用制度」に基づく再雇用者をいう。

イ、月手当は、職務及び機能度等により定めた時間給に基づき、実働時間に応じて支給する。

ロ、諸手当は、事務職員等に準じて支給する。ただし、住居手当、単身赴任手当及び昼食は支給しない。

４．給与等の支給額等の決定及び開示

- （１）２．及び３．の給与等の支給額及び支給割合等は、政策委員会が定める。

- (2)(1)で定めた給与等の支給額及び支給割合等は、政策委員会が定めた方法、頻度により開示する。

5. その他

- (1) 寮勤務員等2. または3. に定めのない職員及び2. または3. に定める職員のうち特別な勤務形態の者の給与等の取り扱いは、職務内容または勤務形態に応じて、2. または3. に定める基準及び社会一般における処遇状況を考慮して、総裁が個別に定める。
- (2) 特段の事情により、4.(1)で政策委員会が定めた内容に抛り難い場合には、政策委員会の議決を経て別の定めをすることができる。
- (3) 総裁は、この支給の基準の実施に必要な細目及び運用に関する規定を定めることができる。

附則

1. 発効日

この基準は、平成10年10月1日から効力を生じるものとする。

2. 経過措置

従前の給与体系改正時に実施した経過措置のうち、平成10年10月1日現在有効なものについては、この基準の発効後も効力を有するものとする。

附則（平成16年6月18日）

1. この一部変更は、平成16年7月2日から実施する。

2. 俸給に係る経過措置

総合1級の資格にある者に支給する平成16年7月から平成17年6月までの俸給は、この基準の2.(2)イ、(イ)の規定にかかわらず、従前の規定に基づく本給及び資格給の合計額とする。

附則（平成16年10月1日）

この一部変更は、平成17年4月1日から実施する。

附則（平成17年11月25日）

この一部変更は、平成18年4月1日から実施する。

附則（平成１９年１１月２日）

この一部変更は、平成２０年１月１日から実施する。

附則（平成１９年１１月２日）

１．この一部変更は、平成２０年４月１日から実施する。

２．シニアスタッフに係る経過措置

従前の規定に基づくシニアスタッフにある者に支給する平成２０年４月からの給与は、この基準の３．の規定にかかわらず、従前の規定に基づく月俸、諸手当及び賞与とする。

以 上

(参 考)

事務職員・技術職員・庶務職員・特別嘱託及び
シニアスタッフの給与支給額、支給割合等
(平成20年4月1日現在)

目 次

1. 事務職員・技術職員・庶務職員の定例給与

(1) 俸給

イ、総合1級

ロ、総合1級以外の資格

(2) 資格給

イ、基本資格給

ロ、特別加減給

ハ、役割加算

(3) 扶養手当

(4) 満年齢55歳以上の者の俸給及び資格給の取扱い

(5) 海外駐在員事務所に勤務する者の取扱い

2. 諸手当

(1) 職務手当

(2) 時間外勤務手当

(3) 夜間勤務手当

(4) 海外勤務手当

(5) 宿直手当

(6) 住居手当

(7) 単身赴任手当

(8) 昼食

(9) 通勤手当

3. 賞与

4. 事務職員・技術職員・庶務職員の退職手当

(1) 退職一時金

イ、退職手当計算基準俸給

(イ) 退職手当本給

(ロ) 退職手当資格給

a. 退職手当基本資格給

b. 退職手当特別加減給

ロ、退職一時金基本支給割合

ハ、功労金支給割合

(2) 年金

イ、基本支給割合

ロ、資格・職務乗率

5. 特別嘱託の月俸

(別表1) 基本資格給

(別表2) 退職手当基本資格給

(別表3) 退職一時金基本支給割合

6. シニアスタッフの月手当

以 上

1. 事務職員・技術職員・庶務職員の定例給与

事務職員、技術職員、庶務職員の定例給与は、俸給、資格給及び扶養手当からなる。

(1) 俸給

イ、総合1級……業績に顕われた能力に応じて支給する。

(年額)

1,450万円～850万円

(注) 1. 年額の12分の1の額を月額とする(百円未満切上げ)。

2. 俸給(年額)と職位については、原則として以下の対応関係による。

(年額)

局長・審議役級	参事役級	企画役級
万円	万円	万円
1,450	1,300	1,200
∫	∫	∫
1,200	1,000	850

ロ、総合1級以外の資格……職種等の区分に応じて支給する。

職種等	月額
事務職員	円
技術職員1・4種	100,000
技術職員2種	70,000
庶務職員	

(注) 事務職員は、総合職、特定職及び一般職からなる(以下同じ)。

(2) 資格給

資格給は、基本資格給、特別加減給及び役割加算からなる。ただし、総合1級には支給しない。

イ、基本資格給

基本資格給は資格等に応じて支給する(支給額は別表1参照)。

ロ、特別加減給

能力の向上度合いまたは機能度の低下度合いに応じて、基本資格給に特別加給または特別減給を行うことができる。

(1 単位当りの加減給額<月額>)

- ・ 総合職 …………… 10,000 円
- ・ 特定職・技術職員1種 …… 2,500 〃 (参事補は10,000 円、
特定書記は2,000 円)
- ・ 一般職・技術職員4種 …… 1,500 〃 (一般書記は1,000 円)
- ・ 技術職員2種 …………… 1,000 〃
- ・ 庶務職員 …………… 1,000 〃

(注) 制度移行(平成17年4月1日実施)時においては上記単位当り金額にかかわらず付与することができる。

ハ、役割加算

役割加算は、資格等に照らし特に重い役割を担っているなどの事情から、給与上配慮が必要と認められる場合に、その担っている役割に応じて一定額を基本資格給に加給する。

職種・コース等	支給額（月額）
一般職・技術職員 4 種	10,000 円または 5,000 円
庶務職員	10,000 円または 2,500 円

（３）扶養手当

扶養手当は、本人の収入によって生計を維持する扶養親族を有する者に支給する。ただし、企画役級以上またはこれに相当する者には支給しない。

区 分	月 額
配偶者または配偶者が ない場合の第 1 子	円 35,100
その他の子女	3,400

（４）満年齢 55 歳以上の者の俸給及び資格給の取扱い

満年齢 55 歳以上の者については、（１）及び（２）で定めた俸給及び資格給に以下の率を乗じた額をもって俸給及び資格給とする。ただし、本人の勤務成績等に応じて、それぞれの率につき± 5 / 100 の範囲内で加減することができる。

イ、満年齢 55 歳以上同 58 歳未満の者
80 / 100

ロ、満年齢 58 歳以上同 60 歳未満の者
55 / 100

（５）海外駐在員事務所に勤務する者の取扱い

海外駐在員事務所に勤務する者の定例給与については、（１）、（２）及び（３）で定めた俸給、資格給及び扶養手当の合計額から所得税及び地方税相当額を控除した金額を基に、都市別の物価水準や海外における勤務負担を勘案のうえ、現地通貨に換算して支給する。

なお、（１）、（２）及び（３）で定めた俸給、資格給及び扶養手当の合計額の一部を国内で円貨により支給することができる。

2. 諸手当

(1) 職務手当

職務手当は、職位にある者及びこれに準ずる者に対し、その職責及び職務負担等に応じて支給する。支給時期は5月及び11月とする。

イ、事務職員、技術職員1・4種

職 位	職務手当 (1回当り支給額)
局長・審議役級	1,050,000 800,000
参事役級	700,000 600,000
企画役級	450,000 400,000 350,000
企画役補佐級	300,000 240,000 200,000
代 理	150,000
主 査	72,000
事務主任	54,000
事務副主任	45,000

ロ、技術職員2種、庶務職員

職 位	職務手当 (1回当り支給額)
主 任	150,000
副主任	90,000

ハ、特別嘱託

職 位	職務手当 (1回当り支給額)
企画役	200,000
企画役補佐	100,000
主 査	35,000

(2) 時間外勤務手当

時間外勤務手当は、所定勤務時間（フレックスタイム制の適用対象者については、清算期間において勤務すべき時間）を超えて勤務した者、休日に勤務した者及び深夜に勤務した者に、その勤務時間数及び割増賃金率に応じて支給する。

区 分	手当額
平日の実働 8 時間までの時間外勤務（フレックスタイム制の適用対象者については清算期間において勤務すべき時間を超え法定労働時間までの勤務）	通常の労働時間の賃金
平日の実働 8 時間を超える時間外勤務（フレックスタイム制の適用対象者については清算期間における法定労働時間を超える勤務）	通常の労働時間の賃金の 25% の割増賃金
休日勤務	同 35% の割増賃金
深夜勤務（午前 0 時から午前 5 時までおよび午後 10 時から午後 12 時まで）	同 25% の割増賃金

（注 1）平日の実働 8 時間を超える時間外勤務かつ深夜勤務の場合には通常の労働時間の賃金の 50% の割増賃金を支給。
休日勤務かつ深夜勤務の場合には通常の労働時間の賃金の 60% の割増賃金を支給。

（注 2）企画役級以上の職位にある者については、上記表によらず、休日及び平日深夜の勤務に限り、通常の労働時間の賃金の 25% を支給する。

(3) 夜間勤務手当

夜間勤務手当は、所定勤務時間が予め定められた夜間時間帯にかかる勤務を行った者に、勤務時間帯及び職位に応じて支給する。

区 分		勤務 1 回 当り支給額
終業時刻が午後 8 時を超え午後 10 時以前の場合	企画役補佐級以上の職位にある者	円 3,200
	その他の者	2,800
所定勤務時間の一部または全部が午後 10 時から翌日午前 5 時の間にかかる場合	企画役補佐級以上の職位にある者	6,000
	その他の者	5,000

（注）実働時間が、就業規則に定められた所定勤務時間内であれば、時間外勤務手当支給の対象外とする。

(4) 海外勤務手当

海外勤務手当は、海外駐在員事務所に勤務する者のうち以下に該当する者に対して支給する。なお、海外駐在員事務所に勤務する者には時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿直手当、単身赴任手当及び通勤手当は支給しない。

イ、教育費用が発生する者に対し、実費相当額を支給する。
ただし、実費が、その勤務地における一般的な日本人学校・補習授業校の学費相当額を超える場合の超過部分については、その超過部分（ただし、同学費相当額と同額を上限とする。）の70%相当額に限り支給する。

ロ、生活環境差への配慮が必要と認められる地域に勤務する者に支給する。

勤務地	支給金額（月額）
北 京	3,500 人民元

ハ、国内に家族を残留させる者に対し、勤務地に応じて支給する。

勤務地	支給金額（月額）
	円
米 州	73,000
欧 州	91,000
香 港	28,000
北 京	32,000

(5) 宿直手当

宿直手当は、宿直及び日直を行った者に支給する。

（勤務1回当たり）

		平 日	休 日	年末年始
		円	円	円
宿直・日直	宿直主任	9,600	9,900	10,600
	その他の者	9,300	9,600	10,300

(6) 住居手当

住居手当は、世帯主及びこれに準ずる者のうち、自家に居住する者または行舎以外の借家・借間に居住し標準家賃額以上の家賃を支払っている者に支給する。

		(月額)	
		世帯主	準世帯主
		円	円
住居手当甲		5,000	3,000
住居手当乙	首都圏	55,000	31,500
	その他	38,000	21,500

標準家賃：世帯主 11,000 円、準世帯主 9,000 円。

- (注) 1. 住居手当甲は自家居住者に支給する。
 2. 住居手当乙は、行舎以外の借間・借家に居住し、標準家賃を超える家賃を支払っている者に、標準家賃との差額相当額を支給する（上記金額を限度とする）。
 3. 首都圏とは、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県の 1 都 4 県を指す。

(7) 単身赴任手当

単身赴任手当は、転勤に伴って、やむを得ない事情により生活の本拠地を離れて単身赴任する者に支給する。

	支給区分および支給金額（1 か月 当り）						
	生活の本拠地と勤務地間の距離						
	100 km 以上	200 km 以上	400 km 以上	600 km 以上	800 km 以上	1,000 km 以上	1,500 km 以上
	200 km 未満	400 km 未満	600 km 未満	800 km 未満	1,000 km 未満	1,500 km 未満	
企画役級 以上の者	円 20,000	円 34,000	円 45,000	円 54,000	円 60,000	円 71,000	円 77,000
その他の 者	16,000	28,000	37,000	44,000	48,000	57,000	61,000

(8) 昼食

昼食は、原則として、昼食拠出金（個人負担：月額 2,700 円以上）と昼食費（銀行負担：1 人につき同 2,500 円）の合計額の範囲内において、現物をもって支給する。

(9) 通勤手当

公共交通機関を利用して通勤する者及びこれに準ずる者に対し、運賃相当額を支給する。

3. 賞 与

(1) 賞与は、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの各期における勤務成績に応じて、それぞれ11月及び翌年5月に支給する。ただし、総合1級は、4月から翌年3月までの勤務成績に応じて、11月及び翌年5月に支給する。

(2) 賞与は、最低支給部分及び査定支給部分からなるものとする。最低支給部分は基準日の資格等に応じて支給し、査定支給部分は各期(注)の業績査定に応じて支給する。その他の賞与の支給条件はその都度定める。

(注) 総合1級は4月から翌年3月を、総合1級以外の資格は4月から9月まで及び10月から翌年3月までを指す。

(3) 就業規則に定める懲戒事由に該当する行為があり、そのために解雇されまたは退職した者に対しては、賞与を支給しない。

4. 事務職員・技術職員・庶務職員の退職手当

(1) 退職一時金

退職一時金は、事務職員等が満1年以上勤続した後に、退職または在職中死亡したときに支給する。

退職一時金は、退職手当計算基準俸給に基本支給割合を乗じたものとする。その際、功労に応じ、退職手当計算基準俸給に功労金支給割合を乗じた金額を、功労金として加給することができる。

イ、退職手当計算基準俸給

退職手当計算基準俸給は、退職手当本給及び退職手当資格給からなる。

(イ) 退職手当本給

退職手当本給は、標準年齢に応じて定める。

職種等	退職手当 本給 最低額	最低額 適用 標準年齢	標準年齢1歳 当りの加算金額 (定期昇給額)
事務職員 技術職員1・4種	円 50,000	歳 19	円 2,500
技術職員2種 庶務職員	40,000	19	2,000

(注) 1. 標準年齢とは、予め定めた入行時の基準年齢(新入行者の場合、高校卒19歳、短大卒21歳、大学卒23歳)をもとに、毎年度1歳ずつ加算した年齢区分。
2. 標準年齢51歳以上は定期昇給は行わない。

(ロ) 退職手当資格給

退職手当資格給は退職手当基本資格給及び退職手当特別加減給からなる。

a. 退職手当基本資格給

退職手当基本資格給は、資格等に応じて定める。ただし、総合1級については、退職前5年間の俸給（総合1級昇格後5年未満で退職する者については、昇格後退職までの俸給）の平均値（注）に応じて定める（金額は別表2参照）。

- （注） 1. 新制度実施（平成16年7月）後5年未満で退職する者については、新制度実施後退職までの俸給の平均値とする。
2. 「退職前5年間の俸給の平均値」については、新制度実施後5年経過前に、その見直しを行う。
3. 満年齢55歳以上の者の俸給は、1.（4）の適用前の俸給をいう。

b. 退職手当特別加減給

能力の向上度合いまたは機能度の低下度合いに応じて、退職手当基本資格給に特別加給または特別減給を行うことができる。

（1単位当りの加減給額）

- ・ 総合職 5,000 円（総合1級は 4,000 円）
- ・ 特定職・技術職員1種 5,000 〃（参事補は 4,000 円）
- ・ 一般職・技術職員4種 3,000 〃（主管は 3,500 円）
- ・ 技術職員2種 3,000 〃（作業技師補1級以下は 2,500 円）
- ・ 庶務職員 2,500 〃

ロ、退職一時金基本支給割合

退職一時金基本支給割合は標準年齢に応じて定める（支給割合は別表3参照）。ただし、懲憑に応じて退職した事務職員等については以下のとおり取扱う。

（イ）標準年齢50歳未満の懲憑退職者

退職一時金計算に当たって、基本支給割合に1.20を乗じた支給割合を適用する。

（ロ）満年齢50歳以上55歳未満の懲憑退職者

退職一時金計算に当たって、満年齢55歳に達する月で退職した場合の標準年齢を適用する。

ハ、功労金支給割合

功労金支給割合は資格、職務等に応じて定めた基本割合及び職務加算割合を合算したものとする。

(イ) 総合職

資 格	基本割合
総合 1 級	8.50
総合 2 級	8.50
	8.00
	7.00
総合 3 級	6.50
	5.00
	1.50
	1.20
	1.10
	1.00

(ロ) 特定職・技術職員 1 種

資 格	基本割合
参 事	8.50
参事補	8.00
副参事 1 級	8.00
	7.50
	7.00
副参事 2 級	6.50
	6.00
	5.00
副参事補	4.50
	3.00
	1.20
特定書記	1.20
	1.10
	1.00

職 位	職務加算割合
局長・審議役級	15.50
	15.00
	14.50
参事役級	14.50
	14.00
	13.50
企画役級	13.50
	13.00
	12.50
	12.00
企画役補佐級	11.50
	10.00
	9.00
主査・代理	7.00
	4.50
	2.00

職 位	職務加算割合
局長・審議役級	15.50
	15.00
	14.50
参事役級	13.50
	13.00
	12.50
企画役級	12.00
	11.50
	11.00
企画役補佐級	10.50
	10.00
	8.50
主査・代理	7.00
	7.00
	4.50
	2.00

(ハ) 一般職・技術職員 4 種

資 格	基本割合
主 管	10.50
	10.25
	10.00
	9.50
	9.25
副主管	9.00
	8.50
	8.00
	7.50
	6.50
	5.50
	5.00
	4.50
	4.00
	3.50
主務 1 級 主務 2 級	2.50
	1.50
	1.30
副主務 1 級 副主務 2 級 副主務 3 級	1.25
	1.20
	1.20
一般書記	1.10
	1.10
	1.00

職 位	職務加算割合
企画役補佐級	5.00
	4.50
	4.00
主査・代理	4.00
	3.75
	3.50
事務主任	3.50
	3.25
	3.00
事務副主任	2.00
	1.25
	0.50

(二) 技術職員 2 種・庶務職員

資 格	基本割合
作業技師 1 級 監督庶務 1 級	27.00
	26.75
	26.50
	22.00
	21.75
	21.50
作業技師 2 級 監督庶務 2 級	17.75
	17.50
	17.25
作業技師 3 級 監督庶務 3 級	15.50
	15.00
	14.50
作業技師補 1 級 監督庶務補 1 級 作業技師補 2 級 監督庶務補 2 級 技術員 1 級 庶務員 1 級	8.00
	7.50
	2.00
技術員 2 級 庶務員 2 級	8.00
	7.50
	2.00
	1.50
	1.00
	0.50

職 位	職務加算割合
主 任	2.50
	2.25
	2.00
副主任	1.75
	1.50
	1.25

(2) 年金

年金は、事務職員等が満 25 年以上勤続した後において、退職または在職中死亡したときに支給する。ただし、政策委員会が特に認めた場合には、勤続期間が満 20 年以上満 25 年未満で退職または在職中死亡したときにも支給することができる。

年金は、退職手当計算基準俸給に年金支給割合を乗じた金額を年額とする。年金支給割合は、基本支給割合に資格・職務乗率を乗じたものとする。

(年金支給割合)

イ、基本支給割合

(満年齢 60 歳支給)

標 準 年 齢		支給割合
43 歳 11 か月以上	44 歳 11 か月未満	3.38
44 "	45 "	3.45
45 "	46 "	3.52
46 "	47 "	3.59
47 "	48 "	3.66
48 "	49 "	3.73
49 "	50 "	3.80
50 "	51 "	4.10
51 "	52 "	4.40
52 "	53 "	4.70
53 "	54 "	5.00
54 "		5.30

ロ、資格・職務乗率

資格・職務乗率は、在任した最も上級の資格及び職位等に応じて定めた基本乗率及び職務加算乗率を合算したものとする。

(イ) 総合職

資 格	基本乗率
総合 1 級	1.15
総合 2 級	1.15
総合 3 級	1.13
	1.03
	1.00

職 位	職務加算乗率
局長・審議役級	0.15
参事役級	0.14
企画役級	0.13
企画役補佐級	0.12
主査・代理	0.06

(ロ) 特定職・技術職員 1 種

資 格	基本乗率
参 事	1.15
参事補	1.15
副参事 1 級	1.14
副参事 2 級	1.13
	1.12
副参事補	1.10
	1.03
特定書記	1.03
	1.00

職 位	職務加算乗率
局長・審議役級	0.15
参事役級	0.13
企画役級	0.11
企画役補佐級	0.10
主査・代理	0.05

(ハ) 一般職・技術職員 4 種

資 格	基本乗率
主 管	1.15
副主管	1.14
	1.13
	1.07
主務 1 級	1.05
主務 2 級	1.05
副主務 1 級	1.03
副主務 2 級	1.03
副主務 3 級	1.03
一般書記	1.03
	1.00

職 位	職務加算乗率
企画役補佐級	0.04
主査・代理	0.03
事務主任	0.02
事務副主任	0.01

(二) 技術職員 2 種・庶務職員

資 格	基本乗率
作業技師 1 級	1.24
監督庶務 1 級	1.23
作業技師 2 級	1.22
監督庶務 2 級	1.22
作業技師 3 級	1.22
監督庶務 3 級	1.22
作業技師補 1 級	1.10
監督庶務補 1 級	1.10
作業技師補 2 級	1.10
監督庶務補 2 級	1.10
技術員 1 級	1.10
庶務員 1 級	1.10
技術員 2 級	1.10
庶務員 2 級	1.00

職 位	職務加算乗率
主 任	0.09
	0.05
副主任	0.08
	0.04

5. 特別嘱託の月俸

月俸は、職務及び機能度等に応じて支給する。

(1) 総合職から再雇用された者

区 分	満61歳未満 円	満61歳以上 円
企画役	658,690 641,490 624,290 607,100 589,910 585,500	個別に決定
企画役補佐 ・主査	584,740 559,850 534,960 510,080 485,300 478,610 462,530 446,550 425,000 400,000	529,110 506,340 483,570 460,810 438,150 432,480 417,010 401,630 382,500 367,560
一 般	399,410 365,820 332,210 305,360	364,400 339,110 302,310 277,900

(2) 特定職から再雇用された者

区 分	満61歳未満 円	満61歳以上 円
企画役	622,170 604,970 587,770 570,570 553,380 547,500	個別に決定
企画役補佐 ・主査	545,180 521,810 498,440 475,070 451,810 444,620 429,050 413,670 382,500 378,100	493,090 471,840 450,590 429,350 408,300 403,140 388,170 373,310 346,160 345,180
一 般	376,850 347,310 310,120 300,350	344,780 321,610 285,310 276,400

6. シニアスタッフの月手当

月手当は、職務及び機能度等により定めた時間給に基づき、実働時間に応じて支給する。

区 分	時 間 給
事務職員または特別嘱託から 再雇用された者	円 1,500
技術職員から再雇用された者	1,300 1,100
庶務職員から再雇用された者	円 1,250 1,150 1,050

基本資格給（月額）

1. 事務職員および技術職員 1・4 種

(1) 総合職

資 格	基本資格給
総合 2 級	円 624,000 553,400 500,000 450,500 400,000 363,500
総合 3 級	275,000 205,000 153,000 118,000 111,000 92,000 80,000 77,000 74,000 53,000 31,000

(2) 特定職および技術職員 1 種

資 格	基本資格給	
	2ブロック 適用者以外	2ブロック 適用者
参 事	円 1,010,000 945,000 910,000 800,000 735,000	円 1,022,000 957,000 922,000 812,000 747,000
参事補	705,000 670,000 650,000 630,000	715,000 680,000 660,000 640,000
副参事 1 級	556,000 500,000 460,000 430,000	564,000 508,000 468,000 438,000
副参事 2 級	406,000 358,000 343,000	413,000 365,000 350,000
副参事補	272,000 245,000 204,000 172,000 171,000 170,000	277,000 250,000 208,000 176,000 175,000 174,000

資 格	基本資格給	
	2ブロック 適用者以外	2ブロック 適用者
特定書記	156,000 155,000 154,000 153,000 118,000 111,000 92,000 80,000 77,000 74,000 53,000 31,000	156,000 155,000 154,000 153,000 118,000 111,000 92,000 80,000 77,000 74,000 53,000 31,000

（注）「2ブロック適用者」とは、
特定職のうち、総裁が定める勤
務地域ブロックを2つ選択し
ている者。

(3) 一般職および技術職員 4 種

資 格	基本資格給	資 格	基本資格給
主 管	円 582,000 520,000 470,000 450,000 430,000	副主務 3 級	180,000 178,000 176,000 172,000 170,000 168,000
副主管	400,000 375,000 350,000 325,000 305,000	一般書記	163,000 161,000 159,000 157,000 155,000 153,000 118,000 111,000 92,000 80,000 77,000 74,000 53,000 31,000
主務 1 級	285,000 275,000 265,000 255,000		
主務 2 級	245,000 238,000 231,000 225,000		
副主務 1 級	215,000 209,000 203,000		
副主務 2 級	193,000 189,000 185,000		

2. 技術職員 2 種

資 格	基本資格給 円
作業技師 1 級	530,000
	480,000
	460,000
	440,000
	430,000
作業技師 2 級	420,000
	410,000
	405,000
	400,000
作業技師 3 級	378,000
	363,000
	353,000
	343,000
作業技師補 1 級	328,000
	324,000
	320,000
	316,000
作業技師補 2 級	300,000
	297,000
	294,000
	291,000

資 格	基本資格給
技術員 1 級	273,000
	271,000
	269,000
	267,000
	265,000
	261,000
	259,000
	257,000
	255,000
	253,000
技術員 2 級	243,000
	241,000
	239,000
	237,000
	235,000
	231,000
	229,000
	227,000
	225,000
	223,000
	176,000
	174,000
	170,000
	154,000
	136,000
	126,000

3. 庶務職員

資 格	基本資格給 円
監督庶務 1 級	503,000
	450,000
	430,000
	410,000
	400,000
監督庶務 2 級	390,000
	380,000
	375,000
	370,000
監督庶務 3 級	355,000
	350,000
	345,000
	340,000
監督庶務補 1 級	327,000
	323,000
	319,000
	315,000
監督庶務補 2 級	299,000
	296,000
	293,000
	290,000

資 格	基本資格給
庶務員 1 級	263,000
	261,000
	259,000
	257,000
	255,000
	241,000
	239,000
	237,000
	235,000
	233,000
庶務員 2 級	203,000
	201,000
	199,000
	197,000
	195,000
	186,000
	184,000
	182,000
	180,000
	178,000
	172,000
	170,000
	166,000
	150,000
	132,000
	122,000

(別表 2)

退職手当基本資格給

1. 事務職員および技術職員 1・4 種

2. 技術職員 2 種

3. 庶務職員

(1) 総合職

(2) 特定職および
技術職員 1 種(3) 一般職および
技術職員 4 種

資 格	基本資格給 円
総合 1 級	254,000
	239,000
	220,000
	210,000
	206,000
総合 2 級	200,000
	185,000
	150,000
	140,000
総合 3 級	120,000
	100,000
	40,000
	30,000

資 格	基本資格給 円
参 事	254,000
	239,000
	220,000
	210,000
参事補	200,000
	195,000
	190,000
副参事 1 級	186,000
	165,000
	162,000
副参事 2 級	150,000
	130,000
	128,000
副参事補	120,000
	110,000
	100,000
特定書記	45,000
	40,000
	30,000

資 格	基本資格給 円
主 管	129,000
	115,000
	109,000
	106,000
	103,000
副主管	96,000
	93,000
	90,000
	71,000
主務 1 級	65,000
主務 2 級	65,000
副主務 1 級	45,000
副主務 2 級	45,000
副主務 3 級	45,000
	40,000
一般書記	40,000
	30,000

資 格	基本資格給 円
作業技師 1 級	113,000
	109,500
	106,500
	103,000
作業技師 2 級	99,500
	96,500
作業技師 3 級	93,000
	84,000
作業技師補 1 級	42,500
作業技師補 2 級	42,500
技術員 1 級	40,000
技術員 2 級	37,500
	20,000

資 格	基本資格給 円
監督庶務 1 級	95,500
	92,000
	89,000
	86,000
	83,000
監督庶務 2 級	80,500
監督庶務 3 級	78,500
監督庶務補 1 級	73,000
監督庶務補 2 級	30,000
監督庶務補 3 級	30,000
庶務員 1 級	25,000
庶務員 2 級	22,500
	20,000

(別表3)

退職一時金基本支給割合

月\標年	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	標年/月
0		0.50	1.12	1.97	2.90	3.50	4.10	4.70	5.30	5.95	7.15	8.35	9.55	10.75	12.00	13.80	15.65	18.05	20.45	0
1		0.55	1.19	2.05	2.95	3.55	4.15	4.75	5.35	6.05	7.25	8.45	9.65	10.85	12.15	13.95	15.85	18.25	20.65	1
2		0.60	1.26	2.13	3.00	3.60	4.20	4.80	5.40	6.15	7.35	8.55	9.75	10.95	12.30	14.10	16.05	18.45	20.85	2
3		0.65	1.33	2.21	3.05	3.65	4.25	4.85	5.45	6.25	7.45	8.65	9.85	11.05	12.45	14.25	16.25	18.65	21.05	3
4		0.70	1.40	2.29	3.10	3.70	4.30	4.90	5.50	6.35	7.55	8.75	9.95	11.15	12.60	14.40	16.45	18.85	21.25	4
5		0.75	1.47	2.37	3.15	3.75	4.35	4.95	5.55	6.45	7.65	8.85	10.05	11.25	12.75	14.55	16.65	19.05	21.45	5
6		0.80	1.54	2.45	3.20	3.80	4.40	5.00	5.60	6.55	7.75	8.95	10.15	11.35	12.90	14.70	16.85	19.25	21.65	6
7		0.85	1.61	2.53	3.25	3.85	4.45	5.05	5.65	6.65	7.85	9.05	10.25	11.45	13.05	14.85	17.05	19.45	21.85	7
8		0.90	1.68	2.61	3.30	3.90	4.50	5.10	5.70	6.75	7.95	9.15	10.35	11.55	13.20	15.00	17.25	19.65	22.05	8
9		0.95	1.75	2.69	3.35	3.95	4.55	5.15	5.75	6.85	8.05	9.25	10.45	11.65	13.35	15.15	17.45	19.85	22.25	9
10		1.00	1.82	2.77	3.40	4.00	4.60	5.20	5.80	6.95	8.15	9.35	10.55	11.75	13.50	15.30	17.65	20.05	22.45	10
11	0.45	1.05	1.89	2.85	3.45	4.05	4.65	5.25	5.85	7.05	8.25	9.45	10.65	11.85	13.65	15.45	17.85	20.25	22.65	11
月\標年	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55以上	標年/月	
0	22.85	25.25	27.65	30.05	32.45	34.85	25.20	28.20	31.20	34.20	37.20	40.20	43.20	46.20	49.25	52.85	56.45	60.00	0	
1	23.05	25.45	27.85	30.25	32.65	35.05	25.45	28.45	31.45	34.45	37.45	40.45	43.45	46.45	49.55	53.15	56.75		1	
2	23.25	25.65	28.05	30.45	32.85	35.25	25.70	28.70	31.70	34.70	37.70	40.70	43.70	46.70	49.85	53.45	57.05		2	
3	23.45	25.85	28.25	30.65	33.05	35.45	25.95	28.95	31.95	34.95	37.95	40.95	43.95	46.95	50.15	53.75	57.35		3	
4	23.65	26.05	28.45	30.85	33.25	35.65	26.20	29.20	32.20	35.20	38.20	41.20	44.20	47.20	50.45	54.05	57.65		4	
5	23.85	26.25	28.65	31.05	33.45	35.85	26.45	29.45	32.45	35.45	38.45	41.45	44.45	47.45	50.75	54.35	57.95		5	
6	24.05	26.45	28.85	31.25	33.65	36.05	26.70	29.70	32.70	35.70	38.70	41.70	44.70	47.70	51.05	54.65	58.25		6	
7	24.25	26.65	29.05	31.45	33.85	36.25	26.95	29.95	32.95	35.95	38.95	41.95	44.95	47.95	51.35	54.95	58.55		7	
8	24.45	26.85	29.25	31.65	34.05	36.45	27.20	30.20	33.20	36.20	39.20	42.20	45.20	48.20	51.65	55.25	58.85		8	
9	24.65	27.05	29.45	31.85	34.25	36.65	27.45	30.45	33.45	36.45	39.45	42.45	45.45	48.45	51.95	55.55	59.15		9	
10	24.85	27.25	29.65	32.05	34.45	36.85	27.70	30.70	33.70	36.70	39.70	42.70	45.70	48.70	52.25	55.85	59.45		10	
11	25.05	27.45	29.85	32.25	34.65	24.95	27.95	30.95	33.95	36.95	39.95	42.95	45.95	48.95	52.55	56.15	59.75		11	